



福岡医発第 63 号 (地)  
令和 3 年 4 月 6 日

各 医 師 会 長      殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 松 田 峻一良  
(公 印 省 略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の  
一部改正等について

今般、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 143 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 159 号）、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 163 号）及び訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 164 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、下記①～⑤の一部が改正され、同日から適用される旨、日本医師会より通知がありました。

また、併せまして下記⑥、⑦の一部が訂正されることとなります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- ①診療報酬請求書等の記載要領等について
- ②厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について
- ③診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（歯科関係）
- ④基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（経過措置の延長等に関する改正）
- ⑤訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて
- ⑥訪問看護療養費請求書等の記載要領について
- ⑦特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

(添付資料)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正等について

(令 3. 3. 31 保医発 0331 第 1 号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官)

(保 2)

令和 3 年 4 月 1 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
松 本 吉 郎  
(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の  
一部改正等について

今般、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 143 号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和 3 年厚生労働省告示第 159 号）、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 163 号）及び訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 164 号）が公布され、令和 3 年 4 月 1 日から適用されること等に伴い、

- ① 診療報酬請求書等の記載要領等について
  - ② 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について
  - ③ 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（歯科関係）
  - ④ 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（経過措置の延長等に関する改正）
  - ⑤ 訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて
- の一部が改正され、同日から適用されることとなります。

また、

- ⑥ 訪問看護療養費請求書等の記載要領について
  - ⑦ 特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
- の一部が訂正されることとなります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正等について

保 医 発 0331 第 1 号  
令 和 3 年 3 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部）長 殿

都道府県後期高齢者医療主管部（局）

後期高齢者医療主管課（部）長

厚生労働省保険局医療課長

（公 印 省 略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官

（公 印 省 略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正等について

今般、社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付等の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第143号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示（令和3年厚生労働省告示第159号）、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第163号）及び訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第164号）が公布され、令和3年4月1日から適用されること等に伴い、下記の通知の一部を別添1から5のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。また、別添6及び7について、次のとおり訂正する。

#### 記

別添1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）の一部改正について

別添2 「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について」（平成18年3月23日保医発第0323003号）の一部

- 別添4 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）の一部改正について
- 別添5 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第4号）の一部改正について
- 別添6 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」（平成18年3月30日保医発第0330008号）の一部訂正について
- 別添7 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）の一部訂正について

## 「診療報酬請求書の記載要領等について」

(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)

1 別表 1 の (3) の一部を次のように改める。

(3)

|                                      | 区 分                                                                          | 法別番号 | 制度の略称 |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|------|-------|
| 公<br>費<br>負<br>担<br>医<br>療<br>制<br>度 | 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付及び肝がん・重度肝<br>硬変治療研究促進事業による高療該当肝がん・重度肝硬変入<br>院関係医療に係る医療費の支給 | 3 8  | —     |

「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について」（平成 18 年 3 月 23 日保医発第 0323003 号（平成 22 年 3 月 19 日最終改正））  
の一部改正について

1 第 2 の 2 を次のように改める。

2 離島等所在保険医療機関の場合

次に掲げる地域を含む市町村に所在する保険医療機関（以下「離島等所在保険医療機関」という。）であって、別紙 2 に規定する基準に該当するものについては、医科点数表又は歯科点数表に規定する入院基本料の所定点数に、別紙 2 の各欄に規定する数を乗じて得た点数とする。

ア 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項に基づいて指定された離島振興対策実施地域

イ 奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島の地域

ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 2 条第 1 項に規定する辺地

エ 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項に基づいて指定された振興山村

オ 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和 44 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域

カ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に基づいて公示された過疎地域

キ 沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

(令和 2 年 3 月 5 日保医発 0305 第 1 号)

- 1 別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) J 2 0 1、別紙様式 16 及び別紙様式 21 の 6 を次のように改める。

J 2 0 1 酸素加算

(2) 離島等とは、以下の地域をいう。

- ア 離島振興法 (昭和 28 年法律第 72 号) 第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- イ 奄美群島振興開発特別措置法 (昭和 29 年法律第 189 号) 第 1 条に規定する奄美群島の地域
- ウ 小笠原諸島振興開発特別措置法 (昭和 44 年法律第 79 号) 第 4 条第 1 項に規定する小笠原諸島の地域
- エ 沖縄振興特別措置法 (平成 14 年法律第 14 号) 第 3 条第三号に規定する離島
- オ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和 3 年法律第 19 号) 第 2 条第 1 項に規定する過疎地域
- カ 豪雪地帯対策特別措置法 (昭和 37 年法律第 73 号) 第 2 条第 2 項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域

# 訪問看護指示書

## 在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 ( 年 月 日 ～ 年 月 日 )

点滴注射指示期間 ( 年 月 日 ～ 年 月 日 )

|                        |                                    |                               |      |      |      |       |       |     |     |     |
|------------------------|------------------------------------|-------------------------------|------|------|------|-------|-------|-----|-----|-----|
| 患者氏名                   |                                    |                               | 生年月日 | 年    | 月    | 日     | ( 歳 ) |     |     |     |
| 患者住所                   | 電話 ( ) -                           |                               |      |      |      |       |       |     |     |     |
| 主たる傷病名                 | (1)                                |                               | (2)  |      | (3)  |       |       |     |     |     |
| 現在の状況<br>(該当項目に○等)     | 病状・治療<br>状態                        |                               |      |      |      |       |       |     |     |     |
|                        | 投与中の薬剤<br>の用量・用法                   | 1.                            | 2.   |      |      |       |       |     |     |     |
|                        |                                    | 3.                            | 4.   |      |      |       |       |     |     |     |
|                        |                                    | 5.                            | 6.   |      |      |       |       |     |     |     |
|                        | 日常生活<br>自 立 度                      | 寝たきり度                         | J 1  | J 2  | A 1  | A 2   | B 1   | B 2 | C 1 | C 2 |
|                        |                                    | 認知症の状況                        | I    | II a | II b | III a | III b | IV  | M   |     |
|                        | 要 介 護 認 定 の 状 況                    | 要支援 ( 1 2 ) 要介護 ( 1 2 3 4 5 ) |      |      |      |       |       |     |     |     |
| 褥 瘡 の 深 さ              | DESIGN分類 D3 D4 D5 NPUAP分類 III度 IV度 |                               |      |      |      |       |       |     |     |     |
| 装 着 ・ 使 用<br>医 療 機 器 等 | 1. 自動腹膜灌流装置      2. 透析液供給装置        |                               |      |      |      |       |       |     |     |     |

(別紙様式21の6)

事業所番号

リハビリテーション実施計画書

☐入院 ☐外来 ☐訪問 ☐通所 ☐入所

計画作成日：令和

年

月

日

氏名：

様

性別：

男

女

生年月日：

年

月

日

（

歳

）

☐要支援 ☐要介護

リハビリテーション担当医：

担当

☐PT ☐OT ☐ST ☐看護職員 ☐その他従事者（

）

■本人の希望（したい又はできるようになりたい生活の希望等）

■家族の希望（本人にしてほしい生活内容、家族が支援できること等）

■健康状態、経過

原因疾病：発症日・受傷日：年 月 日 直近の入院日：年 月 日 直近の退院日：年 月 日

治療経過（手術がある場合は手術日・術式等）：

合併疾患・コントロール状態（高血圧、心疾患、呼吸器疾患、糖尿病等）：

これまでのリハビリテーションの実施状況（プログラムの実施内容、頻度、量等）：

目標設定等支援・管理シート：☐あり ☐なし

日常生活自立度：自立、J1、J2、A1、A2、B1、B2、C1、C2

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準：自立、Ⅰ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、Ⅴ

■心身機能・構造

| 項目     | 現在の状況 | 活動への支障 | 特記事項(改善の見込み含む) |
|--------|-------|--------|----------------|
| 筋力低下   | —     | —      |                |
| 麻痺     | —     | —      |                |
| 感覚機能障害 | —     | —      |                |
|        |       |        |                |

2 別添2（歯科診療報酬点数表に関する事項）A204-2を次のように改める。

A204-2 臨床研修病院入院診療加算

- (1) 研修歯科医が、当該保険医療機関の研修プログラムに位置づけられた臨床研修施設及び研修協力施設において、実際に臨床研修を実施している場合に、入院初日に限り算定する。なお、ここでいう入院初日とは、医科点数表第1章第2部通則5に規定する起算日のことをいい、入院期間が通算される再入院の初日は算定できない。
- (2) (1)において研修を実施している場合とは、単独型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間及び研修歯科医が研修協力施設において研修を実施している期間、管理型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が実施している期間及び研修歯科医が協力型臨床研修施設又は研修協力施設において研修を実施している期間、協力型臨床研修施設においては実際に研修歯科医が研修を実施している期間をいう。
- (3) 研修歯科医の診療録の記載に係る指導及び確認は、速やかに行うこととし、診療録は指導の内容が分かるように指導歯科医自らが記載を行い、署名する。





年10月1日以降に引き続き算定する場合に限る。)





- (3) 3の(2)に掲げる「小児患者の在宅移行に係る適切な研修」の規定については、令和2年3月31日において、現に入退院支援加算3に係る届出を行っている保険医療機関であって、当該保険医療機関に「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」による改正前（令和2年度改定前）の基本診療料の施設基準等における当該加算の施設基準の規定により、同時点で配置されている「入退院支援及び5年以上の新生児集中治療に係る業務の経験を有する専従の看護師」については、令和3年9月30日までの間に限り、当該研修を修了しているものとみなす。



5 別添6の別紙7別表1について、次のように改める。















































## 「訪問看護療養費請求書等の記載要領について」

(平成 18 年 3 月 30 日保医発第 0330008 号)

2 別添 2 の (3) の一部を次のように訂正する。

(3)

|                                      | 区 分                | 法別番号 | 制度の略称 |
|--------------------------------------|--------------------|------|-------|
| 公<br>費<br>負<br>担<br>医<br>療<br>制<br>度 | 肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付 | 3 8  | —     |

































